

議事要旨 令和2年度 第1回空家等対策協議会

次第1 開会

次第2 市長あいさつ

次第3 空家等に対する取組状況について

議題1. 空家等の活用の促進

各課が実施する・制度の概要説明および実績件数を報告

- ①地域政策課 ふるさと創生移住定住促進補助制度
霧島市空き家バンク
- ②商工振興課 空き店舗等ストックバンク事業
空き店舗等活用賑わい創出支援事業
まちなかりノベーション推進事業

【主な質疑応答は次のとおり】

委員：セルフリノベーションについての行政としてのサポート内容を教えてほしい。

事務局：創業支援・物件のマッチング・ファイナンス支援・建築基準法の用途変更の手続き等の案内を行っている。

委員：空き家バンクについて、今年度の成約件数16件が市として多いとみるか少ないとみるか見解を示してほしい。

事務局：申請があっても、建物の老朽化が激しく、およそ半数は、登録に至らない。全国的に成約件数は、3割程度と聞いているが、当市は6割を越える成約率となっているので、関係団体との連携を図りながら今後も情報発信に努めていきたい。

委員：(提案)リノベーションについて、郡上八幡市では、貸し手側も協力し、固定資産税+火災保険等の実費分のみ借主に負担してもらう考え方で、家賃2万円とかで貸し出すことで、若い人たちも新規で参入しやすい環境を作っている。

事務局：不動産を通じてまちへの貢献をしたいという不動産オーナーの協力が必要不可欠だと考えている。

議長：創業支援の方で家賃補助は、どうなっているか。

事務局：令和元年度で終了している

委員：空き店舗等活用賑わい創出支援事業を再開する計画はあるのか。

事務局：家賃補助は一旦終了して、リノベーションまちづくりを推進し若者の人材育成を中心に進めていきたい。

委員：家賃補助の制度を使って、創業した人が事業が成功し、天文館にも店舗を出した人もいた。

議長：創業する人が減ってきているので、人材育成にも力を入れていきたいと考えている。

議題2. 管理不全な空家等の防止・解消

- ・内容については、霧島市空家等対策協議会条例第7条に基づき非公開

議題3. 今後の取組みについて

①霧島市空家等対策計画の見直し

第一期の計画期間 H29. 4～R4. 3 の 5 年間とするが、次年度以降に空家法の改正が見込まれることから、第一期の計画期間を延長。次期計画が決定されるまでの間は、本計画を運用することとし、空家法の改正を反映した、第二期計画を策定する方向で検討。

②老朽危険空き家等解体撤去補助金及び相談事業の見直し、検討について提案

補助制度の現状を踏まえ、内容の見直しや撤去補助の相談を行う物件についても、相談事業の対象として拡充をする取組を提案。

【主な質疑応答は次のとおり】

委員：解体撤去をし、その後売却した場合の、売却益からの補助金の回収は考えているのか。

事務局：長年、手をつけなかった空き家を解体させ地域の活性化を図ることを目的としているので、現在の制度での補助金の回収は、考えていない。

委員：撤去補助の対象の基準を緩和できないか。

事務局：国の補助事業を活用しているので、緩和は出来ない。今後、補助制度の見直しもあるので、緩和ではないが、違う観点から検討していきたい。

次第4 その他

【主な質疑応答は次のとおり】

委員：コロナ渦で、リモートワークになった首都圏の方々から、こちらの物件への問合せが増えてきている。そのような方々からの問合せ内容としては、インターネット環境（ブロードバンド）、温泉、菜園などが多い。

議長：ブロードバンドは、令和3年度までに市内全域ほぼ整備される予定となっているのでそのあたりも PR していただきたい。

次第5 閉会